

7月31日

議会運営検討協議会

1 検討課題の協議

(1) 市長の決算審査特別委員会への出席

【協議結果】

決算審査に関する見直し案についての執行部側からの意向について確認し、決算議会会期日程（案）について、次回引き続き協議することとなった。

【主な意見】

○尾作座長 前回に引き続き、協議を進めていきたい。本件については、前回の協議会において、決算審査に関する見直し案について、全ての項目を確認いただき、最終的な取りまとめを行う前に、執行部に意向確認を行うこととなっていた。まず、事務局から執行部からのヒアリング結果を報告していただく。

○石塚議事課長 ○執行部側と議会運営検討協議会の決算審査特別委員会に関する見直し案について、ヒアリングを行い、その内容を御報告、説明させていただく。

1つは、分科会及び総括質疑の導入についてであるが、現在の決算審査特別委員会は、4日間決算議案の審査が行われており、見直し案では、分科会の審査日程は6日間であるが、当該局の審査は1日となり、総括質疑1日と併せて2日間となることから、効率的な議会对応ができると考える。また、現在行われていない質疑項目の通告が、分科会では質疑の項目と所管局が、総括質疑では質疑の項目が通告されるようになり、的確かつ効率的な議会对応が可能となり、より丁寧な決算審査の議会对応ができることと考えるとのこと。

2つ目は、会期日程について、決算審査の見直しを平成24年第3回定例会に反映させると、現行の会期日数31日程度から40日程度と9日間程度増えることから、定例会後に行っている会議、イベント等事業の調整を行う必要があると考える。また、代表質問は、通告締切から4日目に行われているので、総括質疑においても同様に調整時間を確保いただくよう、一定の御配慮をお願いしたいとの内容であった。

執行部側で留意している点は、2点あり、現行の会期日数31日程度から40日程度と9日間会期日程が延びることにより、今までの各種会議、行事の日程を調整する必要性があることと、2つ目は、総括質疑の発言通告から答弁書の提出までの間、さらに答弁書提

出後の再質問、再々質問等の調整について、市長に答弁が集中することが考えられ、中2日間では日程がきつくなるのではないかとされている。なお、予算議会以外の6月、9月、12月の各定例会の代表質問の発言通告から代表質問までの期間は、中3日間となっている。

執行部側では総括質疑を導入すると、代表質問と同じ体制で答弁を作成し、各会派に答弁書を戻すことになると思うので、代表質問と同様の日程を確保、配慮する必要があるかと思う。総括質疑は、代表質問と比較し発言通告後の答弁調整の期間が3日間から2日間と1日短くなっているが、これは代表質問が2日間行われているのに対し、総括質疑は1日のため、答弁調整の日数を1日少なくし2日間と設定したものである。

執行部側から、総括質疑においても代表質問と同様に調整時間を確保いただきたいとのことなので、これに配慮して、総括質疑の答弁調整の日程として1日追加することが考えられる。

総括質疑の答弁調整の日程として1日追加した場合、会期日程が1日延びるため、執行部側の各種会議、各種行事の日程、準備に議会側として配慮して、会期日程がこれ以上増加しないように、分科会の発言通告を1日繰り上げ、議案研究日を現行の3日から2日に短縮するなどし、会期日程を調整し対応することも考えられる。これは、お配りした資料の一番右側の日程で、協議の際、参考とするため、正副座長案として作成していただいたものである。

執行部側から示された意見を踏まえて、御協議、確認いただけたらと思う。説明は、以上である。

○尾作座長 ただいまの報告では、執行部側からは、分科会方式等により、的確かつ効率的な議会对応が可能となり、より丁寧な議会对応ができるとの意見がある一方で、会期が延びることについては、各種会議、イベント等の調整を行う必要があること。また、総括質疑発言締切日から総括質疑日までの日数を代表質問と同様に確保していただきたいとのことであった。

なお、総括質疑の答弁調整期間を1日ふやして、代表質問と同様に3日間にした場合、現行の見直し案では、暦の関係で、会期日程がさらに3日間長くなる。そこで、会期日程をこれ以上増加させないように、決算審査特別委員会初日の決算議案説明後の分科会発言締切日を1日繰り上げるとともに、議案研究日を3日から2日に短縮して、分科会を1日繰り上げて開催する方法が考えられる。お手元に、会期日程案を配布させていただいたの

で、御参照いただき、皆様から、御意見をいただきたい。

○林委員 現行より12日間は延びるというのは非常に会期が長くなる。今回は正副座長案として初めて出てきた案なので、団に一度持ち帰り、引き続き協議を行いたい。

○岩隈委員 行政側から、決め細やかな対応ができるとの意見があったが、一番専門的な観点を持ってやらなくてはならないのは我々議員である。そういった意味も含め、会期が長くなることから議案研究日を1日減らすという議論もあるが、先ほど述べた観点や、会期を長く設定して後で短くすることはできるが、一旦短く設定したものを長く設定することは中々難しいと思うので、団に持ち帰らせていただき、もう一度議論させていただきたい。

○尾作座長 会期が長くなると、市長選の告示日に重なるという懸念が出てきたため、正副座長案をお示しした。

○石塚議事課長 本年の場合、決算審査特別委員会を1日追加して開催した場合、資料の左から3番目の会期日程案の場合、市長選挙が10月の第4週になった場合、9月定例会の会期中に告示日が含まれることになる。

○沼沢委員 議案研究日に関しては、分科会方式では、一人があらゆる分野について質問するという事は考えられないので、2日でもよいという考えもあるが、本来、時間はあった方がよい。そのあたりも含めて団に持ち帰りたい。

○佐野委員 分科会方式については承服しかねている立場であり、さらに市長選に重なるなどの課題があるのであれば、現行の方法でよいのではないかという思いである。

また、この後の議題で、会期の見直しを議論するが、通年議会になれば、会期についての議論はあまり意味がないのではないか。いずれにしても決算審査の見直しについては賛同できない。

○小田委員 正副座長案でよいという思いもあるが、いったん団に持ち帰りたい。

○岩隈委員 市長の任期について確認したい。

○石塚議事課長 市長の任期は11月18日までとなっており、市長選挙の投票日は、それ以前にさかのぼって行い、その2週間前が告示日となる。

○尾作座長 本日のところは、この程度とさせていただき、本件については、次回の協議会で、再度検討いただくということでよろしいか。

(異議なし)

○尾作座長 それでは、次回も引き続き協議をお願いしたい。

2 会期の見直し

【協議結果】

会期の見直しを行なっている他都市の状況を調査し、次回引き続き協議することとなった。

【主な意見】

○尾作座長 前回に引き続き、協議を進めていきたい。会期の見直しは非常に広範囲にわたる検討課題であるため、各委員の基本的な考え方を示していただき、現状の課題、改善点を踏まえ、見直しの必要性も含めて、まず協議の方向性を確認した上で、詳細な点を今後協議していただきたい。

できれば、今日の検討協議会では、その方向性を確認できればと思っている。各会派から、改めてお考えをお聞かせ願いたいと思う。

○佐野委員 会期については、見直すこともやぶさかではない。しかしながら、以前、協議会委員であった井口委員からも意見として申し上げたが、地方自治法第121条の2の規定をたてに、市長が出席を拒否することは避けなければならない。その点が考慮されれば、会期の見直しについて検討することも可能である。

○沼沢委員 最初から申し上げているとおり、会期の見直しは、本議会では実質的には閉会中の常任委員会の開催もあり、また、特に専決処分については、できるだけ議会に諮ってというのが筋だと思うので、通年、2会期、3会期にしろ、形だけは整えて、中身を変えて毎日議会を開催するという事ではないので、その辺を理解いただければ市長の出席も可能であり、議長招集権、また、専決処分を減らしていく意味でも、必要なのではないか。

○岩隈委員 沼沢委員おっしゃるとおり、専決処分に関しては、市営住宅に関する訴えの提起などについて議決が必要であったために滞納整理が遅くなったなどの課題もあったが、基本的には、専決処分は減らして、議会で議論をするというのが筋だと思う。

○林委員 私としても同じ思いであり、できたら議長に招集権の付与を行ってほしい。

○尾作座長 幅広いテーマなので、方向性といっても、幅広くなってしまっているので、以前、織田議会運営委員会副委員長がおっしゃったとおり、102条の2に基づく会期の見直し

をするのか、三重県のように従来の自治法に基づく通年議会とするのか、また、2会期、3会期がいいのか、あるいは現行の4会期がいいのか、ある程度の方向性を絞り込み議論をいただきたい。

○佐野委員 本日、他都市の状況を確認したので、持ち帰らせていただいて、引き続き検討したい。

○沼沢委員 形はともあれ、見直すことで合意が取れば、あとは、102条の2の規定によるのか、後から見直すことができるように、従来の規定によるものでもよい。

○小田委員 地方自治法第179条の専決処分は、できるかぎり避けるべきだとは思う。地方自治法第102条の2の規定による通年会期がいいのか、従前の規定により3会期制ということにするのかというのは、それぞれの違いと、専決処分の在り方などの議論を重ねる必要がある。話を進めるために、情報を整理していくべきだと思う。

○尾作座長 本件については、会期のメリット、デメリットを各会派で検討いただいて、次回の協議会で、再度検討いただくということでよろしいか。

(異議なし)

○尾作座長 それでは、次回も引き続き協議をお願いしたい。

2 その他

○尾作委員 次回以降の協議内容について、協議いただきたい。

○沼沢委員 検討項目について確認だが、委員会傍聴の原則自由化については協議を終結したのではないか。

○石塚議事課長 委員会傍聴の原則自由化については、議会基本条例の制定時に協議を行ったが、その当時は現在の許可制とすることで確認されている。検討協議会では協議を行っていない。

○佐野委員 確認だが、議会運営委員会からの調査依頼の範囲ということか。

○沼沢委員 議会運営委員会での調査依頼があつて、検討協議会で協議を行っている。

○尾作座長 今後の協議内容について、次回の協議会で意見を伺いたい。

【次回会議日程】

○平成25年8月28日(水)午後1時に開催することに決定した。

午後1時43分閉会